

1. 航空貨物の輸出入に関する件

(1) 税関官署によっては、申告手続きの取り扱いや必要書類等で対応が異なっている場合がある。ついては、可能な限り効率的・合理的な方法を検討し対応の標準化に取り組まれない。

(具体的事項)

- ① 成田航空貨物出張所と成田南部航空貨物出張所で提出書類の対応が異なっているため、対応の標準化に取り組まれない。
- ② 時間外でも時間内と同等な申告、検査、許可が出来るような体制構築と、全部門で不在などの理由で審査が遅れないよう取り組まれない。
- ③ 成田空港において夜間到着貨物で暫定8条等の減免税の適用を受ける場合、関西空港での対応のように予備審査なしに夜間の減免本申告の受付ができるよう対応を図られたい。

【回答】

①については、各税関官署間における輸出入申告手続きの取り扱いが同様となるように、法令や通達に沿った対応をしているところであり、ご指摘いただいている成田航空貨物出張所や成田南部航空貨物出張所においても、同様の対応がなされているものと承知している。

②については、税関においては具体的な行政需要に応じて、平日の時間外を始め、土日、祝日においても、輸出入申告を受け付けているところであり、今後とも通関手続の円滑な実施の確保に努めていきたいと考えているところである。

③については、いただいたご意見を踏まえ、今後とも減免税手続における適正かつ迅速な通関の手続の確保に努めてまいりたい。

(2) 同一商品を輸入する場合、税関官署によって商品に対する見解が異なる場面が散見され、全く同一の商品を輸入しても申告税関官署によって関税率が異なる場合も見受けられる。それにより、通関現場で輸入者である荷主に対して理由が説明できず困惑していることから、見解が異なるような事象を発生させないよう税関官署間における仕組みの導入に取り組まれない。また、輸出入申告時の提出書類や手順についても、各税関官署独自で運用ルールを決めている事項があり、同一荷主が複数の税関官署で輸出入申告する場合にそれぞれの運用ルールに合わせる必要がある。これらも荷主への説明に苦慮しており、荷主の利便性に配慮し

た統一化に取り組まれない。

(具体的事項)

- 1) HSコードの解釈が異なる場合があり、関税率が異なっている。
- 2) 航空と海上で見解が異なる場合がある。
- 3) 成田南部と大井で、女性用パンプスについて、暫定8条で決着せず本省で確認した。
- 4) 成田では、未だに車上通関申請が必要となっている。

【回答】

1点目については、関税分類の統一の適用を確保するため、税関内部でそういったものを協議する体制というのを基本的にはつくっている。もし仮にそういうご指摘があるのであれば、周知徹底を図っていきたいと思っており、窓口などに申し出ていただければと思う。なお、そういったものをなくすための一つの方策として、事前教示制度を設けており、それを活用していただければと思っている。

2点目については、航空官署、海上官署との間で見解が異ならないような形で統一的適用の確保に努めていきたいと考えているところである。

3点目については、これも税関官署によって、減免税適用にかかる見解が異なることがないように統一的適用の確保に努めてまいりたいと考えている。

4点目については、車上通関扱いを行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっているため、その移動などが容易であり、かつ申告時の貨物確認が不十分となるおそれがあることから、取り締まり上の観点から成田航空貨物出張所においては、事前に願い書の形で提出を求めているものであることをご理解願いたい。

なお、いただいたご意見を踏まえつつ、今後とも通関手続の円滑な実施の確保に努めていきたいと考えているところである。

- (3) AEO制度について、荷主は取得することにより、物流コスト及びリードタイムの削減というメリットがあるが、倉庫業者・通関業者にとっては、AEO取得の条件が厳しく、また取得後の維持に掛かる労力と比べてメリットが少ない。については、AEO認定事業者の拡大にむけ、以下のとおり取り組まれない。

① 特定委託輸出申告制度の弾力化

当制度による運送は、現在4社しかない特定保税運送者によることとなっており、AEO通関業者は委託先管理も適正に行っていることから、特定保税運送者以外の運送者を利用できるよう取り組まれない。

② 申告官署選択制の拡大

東京税関などでは申告官署選択制が導入されているが、AEO通関業者であれば、適正な通関業務を確保することが可能であることから、同一税関管内であればいずれの官署も選択できるよう取り組まれない。

③ 税関審査と検査の分離

AEO認定業者のメリットを増やすため審査と検査の分離が可能となるよう手続きの簡素化に取り組まれない。

【回答】

①の特定委託輸出申告制度の弾力化については、輸出関係について、保税地域に搬入して管理するという原則を緩和するにあたって、輸出許可済みの貨物が輸出されるまでの間、適正な貨物管理が確保されるということが前提になっており、貨物のセキュリティ管理等法令遵守の体制が整備されたAEO運送者によって運送されることが適当であると考えている。

なお、AEO通関業者には委託先管理の承認要件を出しているが、通関業者が貨物運送について業務委託を行っていない場合にまで、AEO運送者の管理を求めるものではないので、その点をご理解いただきたい。

引き続き、AEO事業者の拡大について積極的に取り組んでいるところであり、AEO運送者は2社増えて現在6社になっている。今後とも特定委託輸出申告制度が利用しやすいものになるように環境を整えてまいりたいと考えている。

②の申告官署選択制の拡大については、通関手続きの一層の効率化を図る観点から、AEO通関業者については、平成22年7月より原則として同一構内における申告官署の選択制を認めているところである。

申告官署の選択制の対象範囲を同一構内以上に拡大することについては、申告先官署と、あと貨物蔵置場所が遠隔した場合における税関検査の効率性を確保した上で、AEO通関業者のニーズも的確に把握しつつ、検討を行う必要があると考えているところである。ご要望があったことは賜っておきたい。

③の税関審査と検査の分離については、税関では、不正輸出入の防止といった適正申告の確保と効率的な輸出入手続、迅速な通関というものを実現するために、原則として、申告を受けた税関官署によって、提出された関係書類を含む申告書に基づいて、審査と検査を一連の作業として行っている。

この一連の作業の中で審査と検査を分離して行うということについては、効率的な輸出入手続や迅速な通関というものを阻害する可能性があることから、慎重に検討を行っていく必要があると考えている。

AEO事業者のメリットについては、リードタイム短縮等の利便性の向上を図るために、各種の簡素化策を導入しており、今後とも貨物のセキュリティ管

理と法令遵守に対する整備された AEO 事業者に対しては、法体系や税関の業務処理上、可能な範囲で簡素化等の提供に取り組んでまいりたい。

(4) 審査状況の可視化と時間短縮

書類審査中の状況が N A C C S 画面では確認できず税関担当者に確認する方法しかないため、審査状況の見える化と許可までの時間短縮に取り組まれない。

【回答】

輸出入申告の審査については、通関関係書類が提出された順番に審査を行うとともに、通関業者などから問い合わせがあった場合には、必要に応じて審査状況の回答をしているところである。

なお、税関においては、これまでも適正かつ迅速な通関の確保に努めているところであり、今後ともそのように努めていきたい。

(5) リアルタイム口座振替方式の周知と取り扱い金融機関の拡大

リアルタイム口座振替方式は、自動的に関税・消費税等の納付手続が行われ個々の申告の都度、納付指示を行う煩わしさが無くなるだけでなく、貨物の早期引取が可能となり安全性・利便性が向上する制度であることから、より積極的な周知に取り組まれない。また、地域での利便性を高めるために引き続き取り扱い金融機関の拡大に取り組まれない。

【回答】

リアルタイム口座振替方式については、納税者の利便性向上及び関税等の円滑な収納のため、N A C C S 利用者への周知を行うとともに対応金融機関の拡大に取り組んできているところである。この周知等の結果として、平成25年4月現在における対応金融機関は、51の銀行及び192の信用金庫となっており、昨年同月に比べ銀行で7行、信用金庫は全行増加したところである。

また、リアルタイム口座振替方式の利用件数については、その導入以降年々増加しているところであり、今後ともリアルタイム口座振替方式について、各地の利用者への周知及び対応金融機関の拡大に取り組んでまいりたいと考えている。

(6) 税関の年末年始スケジュール開示の早期化

税関の年末年始のスケジュールについては、中部空港や関西空港では今年11月に発表されたが成田空港では12月に入ってからとなっており年末年始のスケジュールを早めに開示ができない理由を明らかにするとともに、利用者の利便性向上と年末年始の混雑緩和のため遅くとも11月末までの開示に引き続き取り組まれない。

【回答】

成田地区に確認したところ、成田地区においても11月中に通関協議会及び連絡会各支局などに通知したと聞いており、何らかの形で手違いがあったのではないかと思うが、いずれにしても、今後とも利用者利便の向上のために可能な限り早く各地の説明会や税関ホームページ等を通じて、追加のスケジュール等をお知らせできるように努めたいと考えている。

(7) 税番変更に関わる全ての情報の開示

税番変更に関わる全ての情報について、変更によって加算税が発生する場合もあることから、税番変更に関わる全ての情報の速やかな開示と幅広い周知に引き続き取り組まれない。

【回答】

関税分類の統一の適用の観点から、変更等が生じた場合は各連絡会や窓口において、情報提供を実施しているところであるが、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えている。

なお、事前教示制度もあり、3年間税関ホームページに掲載することもできるのでご利用いただきたい。また、税関ホームページに分類事例という形で品目分類事例を掲載しており、ご活用いただければと思う。

(8) 申告データのEDI活用推進

申告情報が日本国内の輸出入通関時のみならず発着地において有効利用することが可能となれば時間短縮や手続きの簡略化につながることから、NACCSと海外通関システム間のEDI連携を行い、双方向にて輸出データを輸入申告のデータとして活用できるよう取り組まれない。

【回答】

現在、世界税関機構（WCO）が主導して、WCOデータモデルという輸出入申告の共通データフォーマットの作成が行われているところである。このデータモデルが普及していけば、データを民間事業者の間で交換することが簡単にできるようになるのではないかと考えており、輸出申告データ、輸入申告への活用なども進むのではないかと考えている。今後もこのデータモデルの普及を通じて、輸出入申告項目の標準化等に努めていきたいと考えている。

(追加要求) 自動車関係諸税の「当分の間税」の撤廃と、それまでの間のトリガー条項の凍結解除をされたい。加えて、石油石炭税に温暖化対策として上乘せ税率が課せられていることや、消費税率の引き上げも予定されていることから、税体系の簡素

化、負担軽減など抜本的な見直しを図られたい。

【回答】

「当分の間税」の撤廃については、民主党政権下でも検討されたが、地球温暖化対策の観点や厳しい財政状況を踏まえると、税率水準は維持せざるを得ないと考えている。現在もこうした状況に変わりがないことから、税率の水準を見直すことは難しいと考えている。それから、トリガー条項の凍結解除については、現在の厳しい財政状況、それから地方公共団体の財源となっていることを踏まえると、こちらも凍結解除することは適当でないと考えている。

また、税体系の簡素化、負担軽減については、地球温暖化対策の観点、それからわが国の厳しい財政事情を踏まえると、こちらも慎重に考えていく必要がある。

【要請】

(事務局) 自動車関係諸税については地方税、国税の部分があるので、なかなか線引きが難しいと思うが、そこはきちんと税率の見直し、簡素化ということをやらないと、購入の段階、それからガソリンを買うときの段階、走行の段階、すべてについて消費税含めて入っていると。消費税も上がるというような状況があることを考えたら、財務省の立場からするとと言われるとおりにかもしれないが、納税する側からすれば、何らかの対応をしてほしいというのが、われわれの意見である。

(海員組合) (1)②の時間外でも時間内と同等な申告、検査、許可が出来るような体制構築については、貨物と人という問題や違いがあると思うが、今われわれ船員の中でどういう不具合が生じているかということ、外航船員は半年ないしは8か月等長期間上船をしているという状況の中で、下船の際、例えば金曜日の時間が税関の時間外に下船したということになると、申告のための出頭ができない状況になっており、金曜日の夜、土曜日、日曜日待機した上で、月曜日に出頭し、自宅に帰るという非常に不便さを生じている。貨物と違って、頻度的に人が下船することがあり、かなり事務的に少ないという状況は存じ上げているが、貨物と同様に時間外ないしは土日の弾力的な対応ということを問題意識として持っている。

今後この問題については、われわれとして取り組んでいきたいと思っており、その際はよろしくお願ひしたい。

(サービス連合) 2点お願ひをしたい。1点目は(2)と(7)で挙げた税関にかかわる点については、先ほど回答にもあったとおり、税関ホームページに実際に問い合わせがあった品目に対しての分類等々について過去の事例が出ているかと思うが、もう

少しうまく活用できるようにならないか。時系列で問い合わせがあった内容が掲載されており、同じような品物で3年前はこういう回答があったけれども、直近ではこういう回答になっている、何か同じものでもそのときの回答が変わっているように見受けられるので、一度ホームページの中に挙げられている事例を整理していただいて、直近の税関、財務省の見解はどういう分類になっているのか、わかりやすくしていただきたい。

もう1点が(1)①について、南部については4月に税関局を縮小するという記事等が出ていたと思うが、今後南部での申告が成航に全部一本化されるということなのか。そうした場合、例えば南部に蔵置されている貨物の検査対応はどうなるのかなど詳細が分からないことから、早め早めに情報開示をいただけることで、現場の人員の割り振りなどの対応に影響が出てくるかと思うので、今後の成航と南部の運用については早めにご教示いただきたい。